

再 評 価 書

事業名	熊野灘臨海公園	事業区分	都市公園事業	室名	都市政策室
事業概要	工期	S45年～H24年	全体事業費	17,193 万円(負担率：国 0.5：県 0.4：他 0.1)	
	(下段：前回)	S45年～一年	(下段：前回)	17,224 万円(負担率：国 0.5：県 0.4：他 0.1)	
事業目的及び内容					
<p>熊野灘臨海公園は、大都市圏から発生する広域的なレクリエーションニーズを充足しつつ、東紀州地域の活性化と連携した都市公園を整備することを目的とし、昭和45年より事業を実施しています。計画の基本理念は、伊勢志摩と吉野熊野国立公園の景観を併せ持つ景勝の地である当地域で、この条件を活用・保全してレクリエーション都市を形成するというものです。</p> <p>事業計画期間は昭和45年から平成24年度までの42年間とし、全体事業費は17,193百万円で計画しています。</p> <p>事業概要 整備面積 530.8ha (片上池) 管理棟、木製デッキ、園地整備、橋梁 (城の浜) ホトキャンプ場、プール、体育館、温泉利用型健康運動施設、園地整備、多田ヶ瀬園路整備 (大白) 園地整備、橋梁、テニスコート、芝生広場、大白・藤ヶ谷池整備、野外学習施設、遊具</p>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由 平成14年度に再評価実施後一定期間が経過し、なお継続中の事業（三重県公共事業再評価実施要綱第2条(3)）であるため再評価を行いました。</p> <p style="text-align: right;">※ 平成17年度再評価において提案取り下げの経緯</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>(事業の進捗状況) 全体事業費は約171億9千万円となっており、このうち施工済み額は155億6千万円であり、全体の進捗率は90.5%となっています。 施工済み額の内訳は、用地費が41億7千万円、整備費が113億8千万円で、用地については完了しています。</p> <p>(今後の見込み) 片上池地区、城の浜地区、大白地区の3地区を重点整備地区としており、今後5箇年を目途として整備を完了します。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化 長期間を要しているため、社会経済情勢の大きな変化を伴い、国民のレジャーやレクリエーションニーズも大幅に変化してきており、これに即応した整備が望まれています。 このようななか、本公園事業は、平成10年度の再評価委員会において、再評価委員会に確認しながら事業を進めよのご指導を頂き、再評価審議スパンである5年を区切りとしながら、平成14年度に続き3回目の再評価を行っています。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

	便 益	費 用	B/C
城の浜地区：	631.4億円	175.4億円	3.60
片上池地区：	120.4億円	46.9億円	2.57
大 白地区：	98.4億円	52.4億円	1.88
全 体：	850.2億円	274.7億円	3.10

※四捨五入の関係により端数が合わない場合があります。

4-2 地元の意向

地元住民の代表者で構成された検討会により、計画の具体化を図ってきたところであり、事業に対する期待と機運が高まった状況にあり、早期整備が望まれています。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

建設コスト削減については、建設残土の有効利用を図るなど一層の取り組み強化を行うとともに、維持管理コスト削減という課題に対し、平成18年度より「指定管理者制度」を導入しました。当該公園においては、対前年比約2百万円の削減効果が得られています。(58,880千円→57,000千円/年間)

5-2 代替案

本事業計画は、住民参画により決定したものであり、且つ再評価において確認しながら進めてきた計画となっており、ニーズ及び社会情勢に即した計画となっていると考えています。

また、現在の事業進捗や用地買収の状況から判断しても、現計画で進めることが妥当であると判断しています。

再評価の経緯

平成17年度において、公園の整備コンセプトを十分理解せず、住民の要望をそのまま取り入れたスポーツ施設整備計画を再評価委員会にお示しし、最終的に提案取り下げを承認頂くという結果にいたりました。その際、答申された再評価審査委員会の意見に対する対応を次のとおり行っています。

意見書内容

- ・ 白紙撤回した経緯から、十分に事業のコンセプトを理解せず計画変更したものと考える、事業の取り組み姿勢を整えるべきである。
- ・ 具体的な計画については、この公園のコンセプトを踏まえ、一部の利害関係者の意見のみに傾注することのない客観的な計画を行うこと。

対 応

- ・ 過去の再評価において整理された整備コンセプト及びその策定経過の重要性を十分に踏まえること。
- ・ 施設計画については、ハード整備ありきではなく、当公園でなにをやりたいか、なにをやるべきかとの観点からソフトプログラムを整理し、これを実現するために必要な施設を計画するといった手法により整理されてきており、これを改めて確認しながら取り組む。
- ・ 計画決定にあたっては、一部の関係者のみの意見に傾注することなく、行政としての判断、役割を果たす。
- ・ 公園の管理運営面で住民の理解と協力が得られる計画を策定する。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。